

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分（三件）……………一
 - 生活文化局消費生活部取引指導課……………一
 - 土地区画整理組合の解散認可……………二
 - （都市整備局市街地整備部民間開発課）……………二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………三
- 告示（海区漁調）**
- 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限……………四
 - 東京海区における火光利用とびうお漁業の制限……………五
 - 東京海区におけるいか釣漁業の制限……………五
- 公告**
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………六
 - 都市計画事業の施行……………（建設局道路建設部管理課）……………七
- 正誤**
- 平成二十六年十二月四日付東京都告示第六百十二号……………八

告示

●東京都告示第六百七十七号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）以下「法」という。）第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 名称 株式会社NINE
- (二) 代表者氏名 伊藤 啓太
- (三) 主たる事務 中央区日本橋兜町二十一五
所の所在地

- 二 処分年月日 平成二十六年十一月二十七日
- 三 処分の内容

平成二十六年十一月二十八日から平成二十七年二月二十七日までの間（三箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

- (一) 契約の締結について勧誘すること。
- (二) 契約の申込みを受けること。
- (三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第六百七十八号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）以下「法」という。）第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 名称 株式会社Regaloe
- (二) 代表者氏名 山中 雄介
- (三) 主たる事務 千代田区三崎町一丁目一番十四号大島
所の所在地 ビル四階

- 二 処分年月日 平成二十六年十一月二十七日
- 三 処分の内容

平成二十六年十一月二十八日から平成二十七年二月二十七日までの間（三箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

- (一) 契約の締結について勧誘すること。
- (二) 契約の申込みを受けること。
- (三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第六百七十九号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）以下「法」という。）第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 名称 株式会社サンクチュアリ
- (二) 代表者氏名 出川 優太
- (三) 主たる事務 新宿区西新宿六丁目十六番七一〇〇
所の所在地 二号

- 二 処分年月日 平成二十六年十一月二十七日

三 処分の内容

平成二十六年十一月二十八日から平成二十七年二月二十七日までの間(三箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

五 その他

被処分者は、千代田区三崎町一丁目一番十四号大島ビル四階に事実上の本店を設置している。

●東京都告示第千六百八十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定に基づき平成二十六年十二月十七日付けで国立市城山南土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都告示第千六百八十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千六百四十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十七日

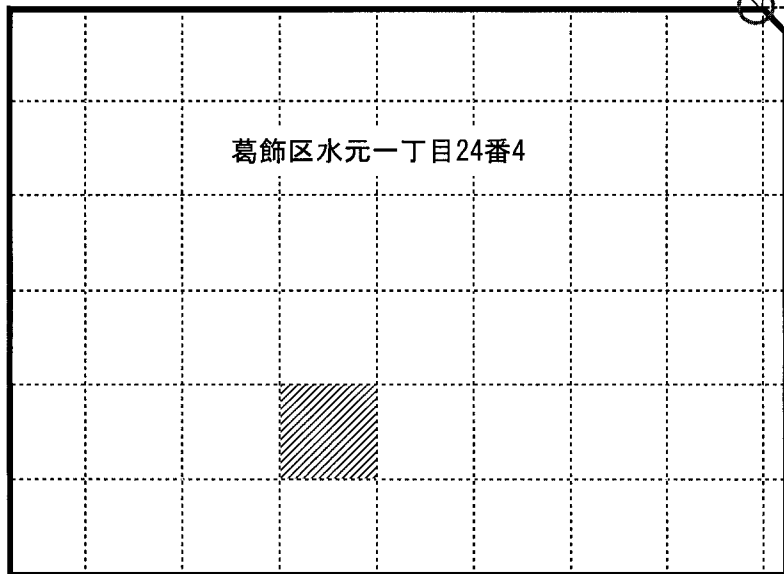
東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区水元一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



<支点>
 支点は、葛飾区水元一丁目24番4の最北端とする。
 <格子の回転角度> 84度0分0秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>
 ———— 敷地境界
 - - - - - 単区画境界線
 [斜線] 指定を解除する区域

●東京都告示第千六百八十二号

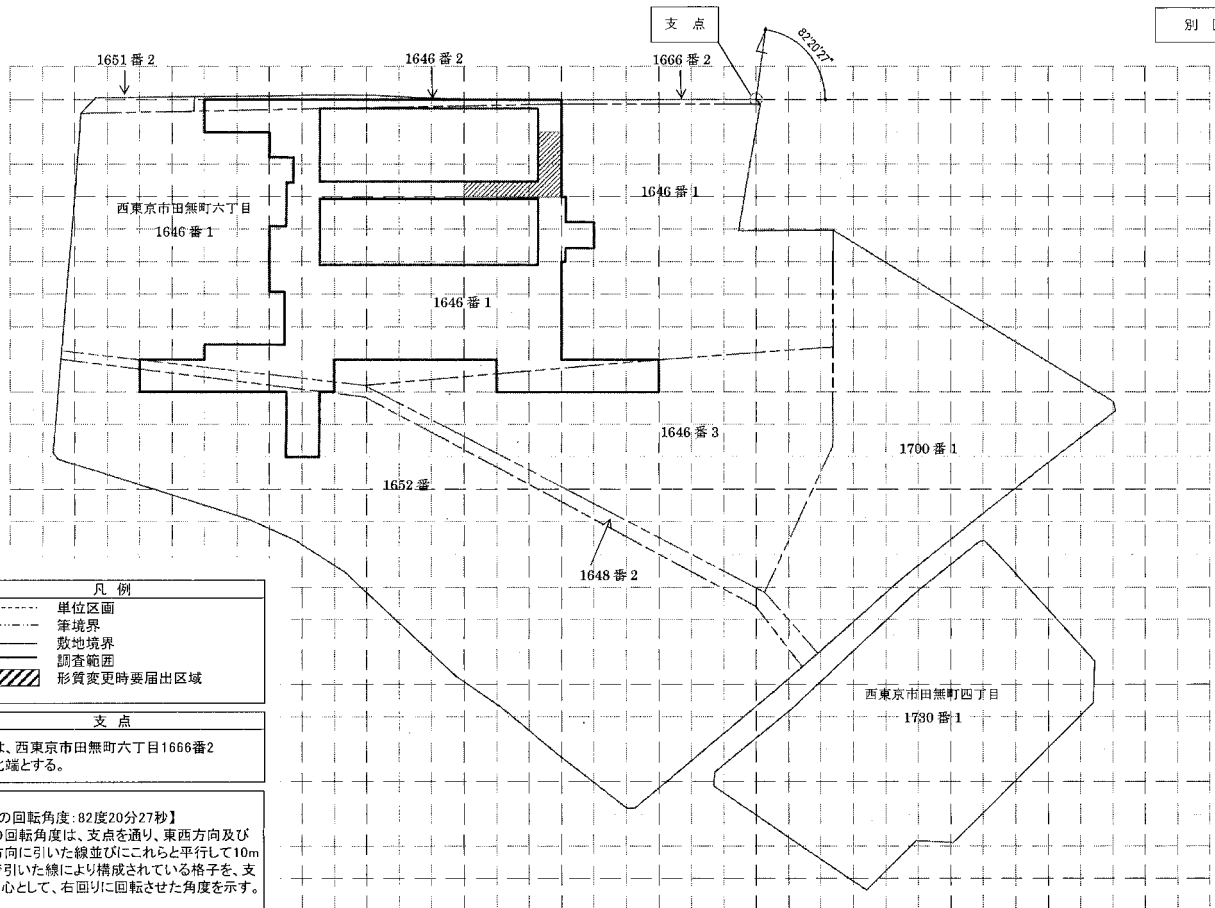
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（西東京市田無町六丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第九号

東京海区におけるひき縄釣(釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。)による水産動物の採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十六年十二月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹 内 正 一

(採捕の承認)

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合
 - (二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合
- (承認基準)

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

- (一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと。
- (二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであって、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。
- (三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるも

の

(四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行ってはならない。

(一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。

(二) 東京都内湾海域を除く東京海区（いずれも属島及び礁を含む。）の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域

(三) 平成二十七年二月一日から同年六月三十日まで及び平成二十八年一月一日から同月三十一日まで（ただし、三宅島周辺海域にあつては、平成二十七年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで）の期間

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱については、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、平成二十七年二月一日から平成二十八年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十号

東京海区（東京都内湾海域を除く。）における火光利用とびうお漁業（集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびう

おをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十六年十二月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内 正一

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

(三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶
東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成二十七年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(取扱要領)

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱については、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十一号

東京海区（東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。）におけるいか釣漁業（あおりいかを除く。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十六年十二月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内 正一

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業

(二) アンカー（シーアンカーを含む。）等で船舶（船外機船を除く。）を固定して行う操業

(三) 敷設されている定置漁具から三百メートル以内で行う操業

(四) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(五) 平成二十七年九月一日から平成二十八年一月三十一日までの操業(大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。)

(承認操業)

二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百六十五隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 二百隻
- 神奈川県 三十隻
- 千葉県 二十五隻
- 静岡県 九十隻
- その他の県 二十隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成二十七年十月三十一日までに、委員会が別に定める操業報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)
三 この指示の有効期間は、平成二十七年二月一日から平成二十八年一月三十一日までとする。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十二月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名 コジマ×ビックカメラ池上店
- 二 店舗所在地 大田区池上三丁目二番一号
- 三 設置者名 株式会社コジマ
- 四 設置者住所 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一八号
- 五 変更前の店舗名 コジマNEW池上店
- 六 変更後の店舗名 コジマ×ビックカメラ池上店

七 変更前の設置者の代表者名 寺崎 悦男

八 変更後の設置者の代表者名 木村 一義

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社コジマ

十 変更前の小売業者の代表者名 寺崎 悦男

十一 変更後の小売業者の代表者名 木村 一義

十二 変更日 平成二十五年十月十二日ほか

十三 届出日 平成二十六年十二月二日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 平成二十六年十二月十七日から平成二十七年四月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 渋谷全線座ビル
- 二 店舗所在地 渋谷区渋谷一丁目二十四番十号
- 三 設置者名 全線座株式会社
- 四 設置者住所 中央区銀座八丁目七番十三号
- 五 変更前の店舗所在地 渋谷区渋谷一丁目二十四番地七ほか
- 六 変更後の店舗所在地 渋谷区渋谷一丁目二十四番十号

<p>七 変更前の設置者住所 渋谷区渋谷一丁目二十四番十号</p>	<p>あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十二月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成二十六年十二月十七日</p>	<p>十三 変更前の駐車場 の自動車の出入口の数及び位置 六か所 隔地</p>
<p>八 変更後の設置者住所 中央区銀座八丁目七番十三号</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 舛 添 要 一 調布駅北口ビル</p>	<p>十四 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗北西側</p>
<p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社文教堂ほか一名</p>	<p>二 店舗所在地 調布市小島町一丁目三十七番地四ほか</p>	<p>十五 変更日 平成二十七年八月四日</p>
<p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社文教堂ほか一名</p>	<p>三 設置者名 株式会社パルコほか七名</p>	<p>十六 届出日 平成二十六年十二月三日</p>
<p>十一 変更日 平成二十五年七月一日ほか</p>	<p>四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目二十八番二号ほか</p>	<p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十二 届出日 平成二十六年十二月二日</p>	<p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 二百四十八台</p>	<p>十八 縦覧期間 平成二十六年十二月十七日から平成二十七年四月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗西側 二百九十二台</p>	<p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十四 縦覧期間 平成二十六年十二月十七日から平成二十七年四月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 四百六十台</p>	<p>都市計画道路路事業の施行について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年十二月十七日 東京都知事 舛 添 要 一</p>
<p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗西側 六百八十台</p>	<p>一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に</p>	<p>九 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 店舗南側 百八十二平方メートル</p> <p>十 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 店舗西側 百九十一平方メートル</p> <p>十一 変更前の廃棄物の位置及び容量 店舗西側 四〇・六〇立方メートル</p> <p>十二 変更後の廃棄物の位置及び容量 店舗西側 四〇・六〇立方メートル</p>	<p>二 施行者の名称 東京都</p> <p>三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号</p> <p>四 事業地の所在 別表のとおり</p>

正 誤

○平成二十六年十二月四日付東京都告示第千六百十二号

ページ一段一行一誤一正

三	後から	六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物	六価クロム化合物
下			
三			

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
町田都市計画道路事業三・三・三十六号相原鶴間線	町田市相原町字郷路、相原町字吉川及び相原町字中ヶ谷戸地内	平成二十六年十二月一日閣下地方整備局告示第三百九十三号	南多摩東部建設事務所

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

